

総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

（総括基準）

本件事故がなければ得られたであろう収入額については、唯一の合理的な算定方法しか存在しないという場合は稀であり、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるところ、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りる。

合理的な算定方法の代表的な例としては、以下のものが挙げられ、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものと推定される。

- ・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の同期の額
- ・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
- ・上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成20年度から22年度までの各年度の収入額に変動が大きいなどの事情がある場合には、平成22年度以前の5年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、上記の額に適宜の金額を足した額
- ・営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値などをもとに推定した額
- ・その他、上記の例と遜色のない方法により計算された額

（理由）

本件事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法に

は、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常である。しかしながら、その複数の方法を比較しても、いずれも期待利益の予測方法であることから五十歩百歩であって、決定的に優れた方法は存在しないのが通常であることから、その算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられる。

以上